

条例第 16 号

宇和島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 関原文彰

宇和島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇和島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、<u>支援の単位ごとに2人以上とする。</u></p> <hr/> <p>ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 _____第10条第3項の規定の適用については、<u>_____</u> <u>施行日から令和7年3月31日までの間、同項中「修了したもの」</u> とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに _____ _____修了することを予定している者を含む。）と</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、<u>支援の単位ごとに、次の各号に掲げる利用者（出席しているものに限る。）の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</u>ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p><u>(1) 利用者の数20人未満 1人以上</u> <u>(2) 利用者の数20人以上 2人以上</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>3 <u>当分の間、</u>第10条第3項の規定の適用については、<u>_____</u> <u>_____同項中「修了したもの」</u> とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」と</p>

する。

する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。